

2017年3月吉日

お客様各位

〒243-0436

神奈川県海老名市扇町 5-7

RICOH Future House 3F



サービス約款変更のご案内

拝啓 平素は格別のご愛顧を賜わり、厚くお礼申し上げます。

日頃はコサイエをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、コサイエではお客様へ高品質なサービス提供を続けるために、平素より種々の経営努力を重ねております。この度、その一環として契約約款を変更させていただくことといたしました。平成29年4月1日より適用開始させていただきます。誠に勝手ながら、何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、新しいサービス約款を送付させていただきます。新規追記・変更点の詳細につきまして、下記の通りご案内させていただきますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。今後も、皆様に満足いただけるサービスの提供に注力して参ります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

敬具

記

新たに追加された条文	
① 第1条2項	甲は前項の契約の申込時に本サービス利用者（第2条にて定義）の食物・薬・動植物等のアレルギー、病気、障害その他懸念点の有無を乙に通知しなければなりません。～
② 第2条5項	（サービスの提供および対価の支払）乙による利用料等の引落金額に誤りがあった場合、翌月もしくは翌々月の利用料等の引落の際に相殺するものとします。
③ 第2条6項	乙が本サービスに関連するオプションサービスを提供する場合、甲は別途乙の指示に従い当該オプションサービスを都度申込みことができるものとし～

④ 第7条2項	本契約に基づき乙が甲に返還すべき金銭がある場合、指定の口座に速やかに甲に返還するものとします。～
⑤ 第7条4項	(契約の解除) 甲による退会手続きが行われない場合でも、次の各号に掲げる場合、乙は甲に通知することなく本サービスの一時停止または本契約を直ちに解除できるものとします。～
⑥ 第8条	(コサイエラボの振替) を新規に追記
⑦ 第9条	(備品等の破損・毀損) を新規に追記
⑧ 第10条	(個人情報保護) を条文として追記
⑨ 第11条	(甲の責任・義務) を新規に追記
⑩ 第12条	(本サービスの停止) を新規に追記
⑪ 第14条	(約款の改定) を新規に追記

変更される条文	
【変更前】	【変更後】
<p>第2条2項 (サービスの提供及び対価の支払)</p> <p>甲は、乙の指示に従い、本サービスの提供前に、本申込書に規定されるまたは別途乙が定める本サービスに係る月額利用料、年会費その他金額 (以下「利用料等」といいます) を前払いするものとします</p>	<p>第2条2項 (役務の提供及び対価の支払)</p> <p>甲は、入会金、利用料、その他契約書に記載された金額を、乙の指定する方法により納入期限までに支払うこととします。</p>
<p>第7条1項1号 (契約の解除とその方法)</p> <p>初回学習活動開始後である場合、契約の締結及び履行のために通常要する費用として入会金、および提供された役務の対価、および二万円、又は一ヶ月分の利用料に相当する金額のいずれか低い額。</p>	<p>第7条3項</p> <p>甲による本契約解除の申し出は、毎月15日までに乙所定の書面にて乙に提出した場合、当月末付での本契約解除とします。15日を過ぎた場合は翌月末付の本契約解除とし、この場合、乙は解約手数料として翌月分の利用料等の総額の50%か、10,800円のうち少ない金額を甲に請求できるものとします。</p>

以上

■お問い合わせ *ご不明点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

コサイエ TEL.046-240-7998 (受付時間: 平日 13:00~19:00、土日 10:00~18:00)